



甚目寺庁舎に  
手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
木曜日 午前9時～正午  
※上記以外の曜日、または甚目寺  
庁舎以外のご利用につきましては、  
お問い合わせください。

問合先 社会福祉課  
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援  
ファミリー・サポート・センター依  
頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送  
迎・一時預かり)をしてほしい方、地  
域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 ①1月27日(水)

②1月30日(土)

午前10時～11時45分

場所 ①美和公民館

②大治町総合福祉センター  
対象 生後6か月から小学校6年生  
までのお子さんがいるあま市、ま  
たは大治町内在住または在勤の方  
※妊婦さん、または生後6か月未満  
のお子さんがいる方も仮登録可能  
事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。  
都合がつかない場合は事務局へお  
電話ください。

※説明会の無料託児有ります(4か  
月から未就学児まで、要予約、定員  
有ります)。託児ご利用を希望の方  
は開催日1週間前までに申込みが  
必要です。

定員 8人

申込 説明会の3日前までに電話、  
またはメールでお申し込みくださ  
い。

【メール申込】件名「説明会申込み」、  
本文に「氏名、電話番号、参加日、  
託児の有無(有りの場合は名前、月  
齢・年齢)」を記入して送信してく  
ださい。

問合先 あま市・大治町広域ファミ  
リー・サポート・センター事務局  
(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX462・0160

✉ama-harufamisapo@clovernai.ne.jp



令和3年度及び春休み児童ク  
ラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等で昼間家  
庭にいない市内の小学校に就学し  
ている児童

書類配布場所 各児童館、子育て支  
援課(甚目寺庁舎)

受付期間 1月5日(火)～16日(土)

受付場所 各児童館

受付時間 午前9時～午後5時

その他 利用希望者が定員を超えた  
場合、就労・家庭・児童の学年など  
を審査し、優先順位によりお断り  
する場合があります。

※負担金や利用期間等の詳細は広報  
あま令和2年12月号をご覧ください。

問合先

【七宝地区】

七宝児童館

☎FAX442・2550

【美和地区】

美和児童館

☎FAX443・5454

【甚目寺地区】

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学  
校の一部)

☎442・8036

FAX443・5461

FAX443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学  
校の一部)

☎445・1367

FAX445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎443・1753

FAX443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺西小学  
校・甚目寺小学校)

☎442・0083

FAX442・3068

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎444・3173

FAX443・3555

FAX443・3555



## 令和3年度放課後子ども教室のご案内

保護者や地域の方等の参画を得て、放課後に工作・レクリエーション等のプログラムを行います。異学年間の交流、地域の方との触れ合い、体験活動等を行います。

**実施日・時間** 5月から令和4年2月までの月曜日のうち、年13回（午後3時～5時）

**対象** 七宝、宝、伊福、秋竹、美和、正則、篠田、美和東、甚目寺、甚目寺南小学校に在籍する児童（令和3年4月現在で小学1年生から6年生の児童）

**定員** 各校50人

**参加費** 年額3,000円（傷害保険料を含む）

**児童の帰宅方法** 徒歩か自転車による保護者、またはそれに代わる大人のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ通年登録者は申込みできません。

**申込等について**  
広報あま3月号に詳細を掲載します。

**問合せ** 子育て支援課

☎4444・3173

FAX 4443・3555

## ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給いたします。まだ申請がお済みでない方はお早めに支給要件をご確認ください。

### 支給対象者

① 公的年金給付等を受けていることにより令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方  
追加給付

③ 令和2年6月分の児童扶養手当受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方（現在児童扶養手当の資格を喪失している方は対象外です。）

④ 前述の基本給付①の支給要件に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が

急変し、収入が減少している方  
**支給額**

基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が加算

追加給付

1世帯5万円

**申請期間** 3月1日(月)まで

**支給時期** 申請から約1か月後

**申請場所**

子育て支援課(甚目寺庁舎)、美和・七宝市民サービスセンター

**問合せ** 子育て支援課

☎4444・3173

FAX 4443・3555

**保育施設の入園予約ができます**  
～育児休業あけで職場復帰される方へ～

令和3年度中に育児休業を終えて元の職場に復帰する方は、お子さんの年度途中入園の予約申込みができます。勤務先が発行する育児休業証明書等を添付して提出してください。なお、定員を超えた場合は抽選となることがありますのでご了承ください。

### 対象

・令和3年3月末までの出生児の保護者または出生予定の方で、令和3年度中に育児休業法に基づき育

児休業を終えて元の職場に復帰する方。ただし、同居の親族のすべてがお子さんの家庭保育をできない場合に限りません。

※常勤的な雇用形態(勤務先から健康保険証を交付されている)で勤務している方のみ対象になります。

**申込書交付期間及び場所**

1月4日(月)～2月8日(月)

子育て支援課(甚目寺庁舎)、

美和・七宝市民サービスセンター

**申込書受付期間及び場所**

1月18日(月)～2月8日(月)

子育て支援課(甚目寺庁舎)

**問合せ** 子育て支援課

☎4444・3173

FAX 4443・3555

## 募集

### 放課後子ども教室スタッフ募集

放課後子ども教室では、子どもたちが工作、レクリエーション等を楽しく安全にできるよう一緒に活動していただける方を募集します。

未経験の方でもご興味のある方は、子育て支援課(甚目寺庁舎)へご連絡ください。

**実施日・時間** 月曜日のうち、年13



※謝礼をお支払いします。  
 実施場所 小学校体育館等  
 問合せ 子育て支援課

☎444・3173  
 FAX 443・3555

### ふれあい農園利用者募集

ふれあい農園の利用者を次のとおり募集します。(1区画 約13㎡)  
 本郷1号農園 20区画(人)  
 本郷2号農園 18区画(人)  
 新居屋4号農園 30区画(人)  
 二ツ寺5号農園 12区画(人)  
 利用期間 4月1日(木)～令和5年3月31日(金)

対象 次の条件にあてはまる方

- ・市内に住所を有する方(法人を除く)
- ・本人及び世帯員が畑を耕作していない方
- ・割当区画の管理を充分に行うことができる方

貸付料金 年間1,800円

### 申込方法

市公式ウェブサイトにある「あまふれあい農園利用申込書」をご記入いただき、郵送またはFAXでお申し込みください。

インターネットのご利用が難しい方は産業振興課(本庁舎)窓口にお

越してください。申込書をご用意いたしますので、ご記入後提出していただけます。

申込期間 1月18日(月)～2月5日(金)  
 (郵送については当日消印有効)  
 その他 申込は、1人(1世帯)で1区画です。

申請者の数が募集数を上回る場合は、各農園ごとに産業振興課(本庁舎)で抽選を行い利用者を決定し、郵送でお知らせします。  
 抽選に漏れた方は、待機者とし、区画に空きが出た場合は、各農園の待機順に利用資格を得るものとします。

問合せ 産業振興課

☎441・7114  
 FAX 441・8387

## 保険・年金

### 子ども医療費の助成について

平成29年7月診療分から子ども医療費の助成を中学生まで拡大し、医療費(自己負担分)を全額助成しています。

また、平成26年4月診療分から平成29年6月診療分までの中学生の通院医療費(自己負担分)は3分の2を助成しています。

受付可能期間は医療費支払日から5年間です。申請がお済みでない方は、手続きをしてください。

### 医療費の申請に必要なもの

- ・お子様の健康保険証
- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ・振込口座の分かるもの(通帳等)
- ・医療費の領収書(受診者名、受診日、保険診療点数と金額が記載されているもの)

健康保険の高額療養費に該当する場合は、その決定通知書

### 申請場所

保険医療課(甚目寺庁舎)、  
 美和・七宝市民サービスセンター

問合せ 保険医療課

☎444・3168  
 FAX 443・3555

### 国民健康保険医療費通知について

市では、国民健康保険に加入している皆様にご自身の診察にかかった費用をご確認いただくため、医療費通知(医療費のお知らせ)を、年6回(偶数月中旬以降)送付しています。

この通知は、確定申告時における医療費控除の明細書として使用することが可能ですが、令和2年11・12月診療分の情報が記載された通知については、令和3年2月に送付しま

すので、確定申告手続きの際にお手元に届いていない分につきましては、領収書をご使用いただけますようお願いいたします。

問合せ 保険医療課

☎444・3168  
 FAX 443・3555

### 後期高齢者医療に関わる医療費通知について

後期高齢者医療に加入している皆様に、ご自身の診察にかかった費用をご確認いただくため、医療費通知を年3回、愛知県後期高齢者医療広域連合が送付しています(令和2年1月から令和2年5月診療分については令和2年10月に送付済みです)。

この通知は、確定申告時における医療費控除の明細書として使用することが可能です。

ただし、令和2年6月から令和2年10月診療分の通知は令和3年2月に、令和2年11月・12月診療分の通知は令和3年6月に送付されますので、確定申告手続きの際にお手元に届いていない分につきましては、領収書をご使用いただけますようお願いいたします。

問合せ 保険医療課

☎444・3168  
 FAX 443・3555

## 年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

### 支給要件

① 65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額※1とその他所得額の合計が879,900円以下であること

② 障害基礎年金・遺族基礎年金受給者のうち、前年所得※1が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

**令和2年4月1日時点で支給要件を満たしていた方**

日本年金機構から請求手続きのご案内が送られています。令和3年2月1日までに請求手続きが完了します

と、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができまので、未提出の方はお早めにご提出ください。

**令和2年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方**

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

### 問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

## 環境・衛生

飼い主の皆さん、飼い犬のフンの後始末をしていますか

飼い犬のフンは、飼い主の方が責任をもって後始末をしてください。まちもこころ美しく保ちましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## 都市計画

**ブロック塀等撤去費補助事業のご案内**

ブロック塀等は所有者個人の財産であり、所有者の責任における適正な管理が必要になります。地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市内にある道路等に面した一定以上の高さがあるブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。すでに撤去されたブロック塀等については補助の対象になりませんのでご注意ください。

問合せ 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

## 寄附

**寄附のお礼**  
久志本商店様

保育園児のために絵本9冊

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

## 税

**家屋の取り壊し等・土地の利用状況の変更をお知らせください**

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和2年12月末日までに、

● 家屋の全部、または一部を取り壊した場合

● 新増築された場合

● 未登記家屋を名義変更した場合

● 土地の利用状況を変更した場合は、  
税務課(本庁舎)まで連絡してください。

問合せ

連絡がない場合、固定資産税の課税でご迷惑をおかけすることがありますので、連絡をお願いします。

問合せ 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856